注記

１．重要な会計方針

（１） 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は取得原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再評価は行わないこととしております。

（２） 有価証券等の評価基準及び評価方法

該当する資産はありません。

（３） 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

(ア)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース総額が 300 万円以下のファイナンス・リースを除きます）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(イ)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法を採用しております。

（４） 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

計上対象となる資産はありません。

② 徴収不能引当金

計上対象となる債権はありません。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

④ 退職手当引当金

本年度末に当組合職員が普通退職した場合の退職手当を次の方法により算定したものに調整額を加味して算定しています。

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を算定し合算しています。

⑤ 損失補償引当金

該当する損失補償はありません。

（５） リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

(ア)ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（イ）（ア）以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通貨の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６） 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

（７） その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

２．重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

３．重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

４．偶発債務

該当する債務はありません。

５．追加情報

（１） 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

（２） 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

（３） 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逓次繰越額

（一般会計） 0 円

繰越明許費

（一般会計） 0 円

事故繰越額

（一般会計） 0 円

事業繰越額

（一般会計） 0 円

（４） その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

大阪市で発行した焼却工場や破砕施設の施設整備に係る整備事業費などの公債費のうち、大阪市から名義変更ができない民間資金借入金の負担金額を未払金、及び長期未払金として計上しています。

（５） 売却可能資産の範囲及び内訳

① 範囲

すべての普通財産

② 内訳

該当する資産はありません。

（６） 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足はありません。

（７）自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

25,761,120 円

（８） 純資産における固定資産等形成分及び余剰金（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

過去に投資を行った資産の現在価額を表します。

貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価になります。

② 余剰分（不足分）

費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。

流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した

額になります。

（９） 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△888,285,852 円

【業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）】

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	23,713,564,962　円	23,713,564,962　円
財務書類の対象となる会計範囲の相違に伴う差額	0　円	0　円
繰越金に伴う差額	0　円	0　円
資金収支計算書	23,713,564,962　円	23,713,564,962　円

（１０）資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異

項目	金額
減価償却費	3,587,298,435　円
国庫等補助金等（投資活動収入）	△718,283,000　円
引当金の繰入と戻入	71,248,286　円
未収金の期首・期末残高の差異	0　円
資産売却益	0　円
資産売却損	4　円
合計	2,940,263,725　円

（１１）一時借入金に関する情報

限度額　　1,000,000,000 円

本年度は一時借入を行っておりません。

（１２）重要な非資金取引

該当する取引はありません。